

平塚市立中学校 全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平塚市立中学校在籍の生徒が所属する、学校部活動や部活動の地域展開に係る団体（以下「地域クラブ活動」という。）での活動の振興及び教科指導の充実を図ることを目的に、全国大会及び関東大会等（以下「大会等」という。）に出場する生徒に生徒派遣交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において大会等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 中学校体育連盟が主催又は共催する地区大会・県大会等を経て出場する関東大会及び全国大会
- (2) 地区大会を経て、生徒の文化活動として対外的にその成果を発表し、又は競技する大会で、前号に準ずる規模の大会
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合

(交付金の対象)

第3条 交付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、平塚市立中学校在籍の生徒で、次の各号のいずれかを満たす者をいう。

- (1) 学校部活動において、当該生徒が大会等に出場することを当該生徒が在籍する平塚市立中学校の校長（以下「校長」という。）が認めた者
- (2) 神奈川県中学校体育連盟に登録市町村を平塚市として団体登録している地域クラブ活動でのスポーツ活動において、当該生徒が大会等に出場することを当該生徒が在籍する校長が確認した者
- (3) 地域クラブ活動での文化活動において、当該生徒が前号（2）に準ずる団体から、大会等に出場することを当該生徒が在籍する校長が確認した者

2 対象者は、大会等の要項に基づく登録人員で、実際に大会等に出場した者とする。

(交付対象経費)

第4条 交付対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通費
- (2) 運搬費
- (3) 宿泊費

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、次の各号に掲げる金額とし、予算の範囲内とする。ただし、国・県・その他の団体や大会等主催者又はこれに準ずる団体等から前条各号に掲げる経費全額又は一部が交付され、又は補助されるときは、当該経費の残額を交付する。

- (1) 前条第1号に掲げる経費で、最も経済的かつ合理的な経路及び手段により利用した場合の実費に相当する額。ただし、学割使用ができるときは、当該学割料金とする。なお、借上げバスを利用する場合は、見積額の範囲内とする。
- (2) 前条第2号に掲げる経費で、大会等に出場するにあたり必要不可欠な器具等の物品を運搬する際に要する実費に相当する額。ただし、見積額の範囲内とする。
- (3) 前条第3号に掲げる経費で、大会等に出場するにあたり不可欠な場合で、1泊につき1人11,000円を上限とした素泊まりの実費に相当する額。

(交付申請)

第6条 第3条（1）に該当する対象者は、申請書兼委任状（第1号様式）により交付金の交付申請から受領までの一切の事務（以下「交付申請等」という。）を校長に委任する

ものとする。また、第3条（2）及び（3）に該当する対象者は、交付申請等を対象者の保護者が行うものとする。

- 2 交付金の申請は、大会等出場決定後、速やかに次の者が市長に申請するものとする。
 - （1）第3条（1）に該当する対象者は、校長が平塚市立中学校全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金交付申請書（第2－1号様式）により申請する。
 - （2）第3条（2）及び（3）に該当する対象者は、対象者の保護者が平塚市立中学校全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金交付申請書（第2－2号様式）により申請する。

（交付決定通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上交付額を決定し、平塚市立中学校全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金交付決定通知書（第3号様式）により校長又は対象者の保護者に通知するものとする。

（変更申請）

第8条 前条の規定による通知を受けた者が交付金の交付申請額を変更しようとするとき若しくは交付金の交付決定を受けた大会について内容若しくは経費の配分の変更（第10条に定める軽微な変更を除く。）又は中止若しくは廃止をしようとするときは、変更若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添えて市長に申請するものとする。

- （1）第3条（1）に該当する対象者は、校長が平塚市立中学校全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金変更交付申請書（第4－1号様式）により申請する。
- （2）第3条（2）及び（3）に該当する対象者は、対象者の保護者が平塚市立中学校全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金変更交付申請書（第4－2号様式）により申請する。

（変更交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があり、審査等の結果、交付する交付金の額を変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、平塚市立中学校全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金変更交付決定通知書（第5号様式）により校長又は対象者の保護者に通知するものとする。

（軽微な変更）

第10条 第8条の軽微な変更とは、交付決定の基礎となった対象経費の10パーセント以下の額のものとする。

（報告書の提出）

第11条 第6条の規定により交付金の申請をした校長又は対象者の保護者は、大会終了後、交通費、運搬費、宿泊費に係る領収書を添付し、報告を行うものとする。

- （1）第3条（1）に該当する対象者は、校長が平塚市立中学校全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金交付申請に係る結果報告書（第6－1号様式）により申請する。
- （2）第3条（2）及び（3）に該当する対象者は、対象者の保護者が平塚市立中学校全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金交付申請に係る結果報告書（第6－2号様式）により申請する。

（交付金の請求）

第12条 校長又は対象者の保護者は、平塚市立中学校全国大会及び関東大会等生徒派遣交付金振込請求依頼書（第7号様式）により交付金の支払を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、交付決定を受けた校長又は対象者の保護者からの適正な請求に基づき交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定を取り消し又は変更し、既に交付した交付金の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 交付金を当該目的以外に使用したとき。
- (2) 大会等の出場を中止、又は人員を減少したとき。
- (3) その他この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。